

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500803 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500240 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がない。事業所から健康保険被保険者証を受け取った記憶があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務していたとしているものの、同社については、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録はなく、請求者が記憶している同社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、商業登記についても確認することができず、請求期間当時の住宅地図においても、当該所在地にて同社を確認することはできない。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録がないことから、請求者がA社に勤務していたことを確認することができない上、請求者は、同社における事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、同社における請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500809 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500241 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（後に、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 11 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から昭和 48 年 12 月 1 日まで

A社にタクシーの運転手として勤務した請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録について確認することができない上、A社の請求期間当時の事業主は既に死亡しており、同社を吸収合併したB社は、合併前の資料を引き継いでいない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員に請求者の請求期間に係る勤務実態について照会したところ、回答のあった従業員全員が請求者を記憶していない上、請求者と同職種の従業員のうち、回答のあった全員が同社における請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしていることから、請求者の同社における勤務実態及び同社における請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金は、請求者の請求期間に係る加入記録はない旨回答している。

加えて、A社が加入していたD健康保険組合は、平成 18 年 4 月に解散していることから、請求者の請求期間に係る加入記録について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。